

() 委任契約書

委任者（甲） 氏名 _____ 様

受任者（乙） 氏名 まつむら司法書士事務所 司法書士 松村賢一郎 _____

委任事務の表示 (_____

_____) 手続代理委任

(業務の委任及び受任)

第1条 甲は乙に対し (_____) に関わる手続について代理を委任し、乙はこれを受任する。
本件事務処理に関し、本件以外の事務が必要となった場合には、別途甲と乙は協議して決定する。

(受任業務の誠実履行)

第2条 乙は甲から依頼された本件事務を、委任契約及び司法書士の本旨に従い、誠実に履行することを約す。

(委任者の責務)

第3条 甲は乙に対して、業務の処理に必要な資料を提供し、業務の処理に関し、積極的かつ全面的に乙に協力するものとする。

(委任報酬・必要経費の取扱)

第4条 甲は乙に対し、本件委任事務報酬の半額を着手金として支払い、残りの半額を業務完了後に支払うこととする。登記簿・住民票・登記事項証明書等、収入印紙代、郵券代、旅費、宿泊費、日当・交通通信費等の実費及び取得報酬については乙から請求があった後に支払うこととする。
甲が着手金を支払わない場合、乙は本件委任事務処理に着手せず、又はその処理を中止することが出来る。
2 甲が乙の承諾なしに手続を取りやめ、手続き取り下げ等により終了させ、又は正当な理由なしにこの契約を解約したとき、若しくは甲の責任により本件委任事務の処理を不能にしたときでも、乙は甲に第1項の報酬の全額を請求できる。
甲が報酬を支払わない時は、乙は甲から預かり保管中の書類その他の物件を留置することが出来る。

(契約の解除)

第5条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反したとき、又は著しい背信行為をしたときは、前項の規定に関わらず、いつでもこの契約を解除することが出来る。
この契約が解除された時は、甲及び乙は遅滞なく債権債務を清算し、契約の終了に伴う必要な措置を講ずるものとする。

(紛争の処理)

第6条 この契約またはこの契約に関連して生じる甲乙間の全ての紛争は、まず民事調停手続によって解決することを、甲と乙は合意する。

(特記事項)

.....
.....
.....
.....
.....

以上のように契約し、この契約書を2通作成して、甲と乙が記名押印し、各1通を所持する。

平成 年 月 日

委任者（甲）住所 _____

氏名 _____ (印)

受任者（乙）所在地（事務所）

京都市伏見区醍醐岸ノ上町2-1-2下村ビル202号室

氏名

まつむら司法書士事務所 司法書士 松村賢一郎 (印)